

連合体協定書の参考例

(目 的)

第 1 条

本協定書は、連合体を設立して、〇〇〇〇【施設名称】（以下「当該施設」という。）の指定管理へ応募し、連合体として指定管理者に指定された場合、協働して当該施設の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(名 称)

第 2 条

本協定書に基づき設立する連合体の名称は「〇〇〇〇」とする。

(所 在)

第 3 条

本連合体の所在地は〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社 内とする。

※代表者の主たる営業所に置くこと。

(構成員の所在及び名称)

第 4 条

所 在	名 称

(成立の時期及び解散の時期)

第 5 条

本連合体は、 年 月 日に成立し、当該施設の指定期間満了後、又は指定を取り消された後で別途協議のうえ定める日に終了するものとする。

(代表者)

第 6 条

本連合体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条

本連合体の代表者は、当該業務の遂行に関し、大阪市と折衝する権限並びに本連合体の名義をもって業務代行料額の請求、受領及び本連合体に属する財産を管理す

る権限を有するものとする。

(業務運営委員会)

第8条

本連合体は、構成員にて設ける業務運営委員会にて、当該業務の運営にあたるものとする。

(業務統括責任者)

第9条

本連合体は、代表者に属する役員又は使用人から、当該業務に関する業務統括責任者を選出し、当該業務に関わる指揮監督権を一任する。

(業務従事者)

第10条

各構成員の代表者は、業務責任者の下で当該業務に従事する業務責任者及び業務従事者を指名する。

(担当業務)

第11条

各構成員の担当業務は次のとおりとする。

構成員名称	担当業務

(権利義務の譲渡の制限)

第12条

各構成員は、本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承し、又は担保にすることはできない。

(指定管理者決定後の効力)

第13条

本連合体が当該施設の指定管理者に指定された場合、構成員は協議の上、本連合体の運営につき別に詳細を定めるものとする。

(秘密保持)

第14条

各構成員は、本協定内容及び本協定を通じて知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の了承なくして第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。本条の定めは、本協定終了後も有効に存続し続けるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第15条

この協定書に定めのない事項については、業務運営委員会において定めるものとする。

本協定書の証として本書〇通を作成のうえ、各通に各構成員が記名捺印し、〇通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印